

## 2. 剰余金処分案は「定款」に違反していませんか？

剰余金処分案作成にあたっては、定款に記載の通り「法定利益準備金」及び「特別積立金」を積み立て、教育情報事業を行う組合にあっては「法定繰越金（教育情報繰越金）」を繰り越す処理を必ず行ってください。

**この処理を適正に行っていないため「法」及び「定款」違反となり、国・県等の中小企業施策の支援、表彰等を受けられない等の事例もみられます。ご注意ください。**

### ① 剰余金処分案（損失処理案）について

剰余金処分案（損失処理案）とは、決算によって当期利益が算出され、前期繰越利益若しくは前期繰越損失を加減した金額を処分又は処理するために作成するものです。剰余金処分、損失てん補に当たっては、法令及び定款の規定に従って作成しなければなりません。

### ② 剰余金処分の方法

組合法及び定款に定められている積み立ては、当期利益（繰越損失を控除した金額）を基に行わなければなりません。当期利益（繰越損失を控除した金額）の金額が少額であっても積み立てを行います。

### ③ 法定利益準備金

組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の**10分の1以上**を準備金として積み立てなければなりません。なお、損失のてん補以外には取り崩してはいけません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

### ④ 特別積立金

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の**10分の1以上**を準備金として積み立てなければなりません。

### ⑤ 教育情報費用繰越金（法定繰越金）

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の**20分の1以上**を翌事業年度に繰り越さなければなりません。なお、企業組合、商工組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。

なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

## 3. 定款変更にあたって

事業を追加する、役員の定数を減少するなど通常総会において定款変更が議決された場合は定款変更認可申請書を作成し、**中央会を経由して所管行政庁へ提出し、認可を受けることが必要**です。内容によっては総会決議前に所管行政庁との協議が必要となる場合もありますので、議案として総会に提出する前に中央会にご相談下さい。総会決議後に問題が生じ、認可申請提出が出来ないケースもあります。

## 4. 登記を忘れていませんか？

登記は、権利に関する一定の事項を公簿に記載しこれを社会一般に公示することであり、取引関係に入る第三者に対して権利または法律関係の内容を明らかにし不測の損害をこうむることのないように、取引の安全を図ることを目的としています。

定款変更のうち法に規定する登記事項については、行政庁からの認可書到達の日から2週間以内（従たる事務所の所在については3週間以内）に、所轄法務局（支局又は出張所）に登記の申請をしなければなりません。

登記を怠りますと、登記懈怠となり過料が科せられますので十分注意して下さい。

### ● 法に規定する登記事項

#### ① 代表理事変更

総会で役員の選挙があった場合、役員の就任承諾後2週間以内に、所轄法務局（支局又は出張所）で代表理事の変更登記申請をしなければなりません。また、**代表理事が再選された場合にも登記申請をしなければなりません**。また、代表理事が変更になった場合、改印届は申請書と同時に提出してください。

#### ② 名称、地区、公告の方法の変更

#### ③ 事業の変更

#### ④ 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

#### ⑤ 事務所移転

## 改正組合法説明会を開催

1月28日山形市、29日酒田市で改正組合法説明会を開催した。昨年7月にも説明会を開催したが、今回は会計処理に焦点をあてた内容として、奥山享税理士を講師に約230名が出席し、今回改正された法制度の概要と会計処理上の注意点について説明された。

